

～児童手当の算定対象児童に係る申請について～

多子加算適用後の金額で支給を行うために必要な申請となりますので、必ず内容をご確認ください。

1. はじめに

児童手当では、18歳到達後の最初の3月31日を経過した日から、22歳到達後の最初の3月31日までの児童（平成15年4月2日生～平成19年4月1日生）に対し、以下の2つの条件を満たしている場合に、その児童を「算定対象児童」として、児童手当を支給する際の「第何子」にカウントすることができ、第3子以降の支給額が加算されます。

(i) 『経済的な負担（生活費・学費・仕送り等）があること』

(ii) 『監護（日常生活上の世話・必要な保護）していること』

なお、この度の手続きについて、算定対象児童の旨をご申請いただきますと、この児童を「第三子以降算定額算定対象者（※①）」として認定することができ、令和7年4月分以降の児童手当支給額が多子加算分で適用となりますので、該当がある場合は申請期限までに、必要書類のご提出をお願いいたします。

※① 「第三子以降算定額算定対象者」…18歳到達後の最初の3月31日を経過した後から22歳到達後の最初の3月31日までの児童。養育している児童が3人以上いる場合、児童の年齢に関係なく第3子以降の手当が月額30,000円となる。

《注意》申請期限を過ぎた場合や、書類の提出がなかった場合は、審査確認ができないため、第三子以降算定額算定対象者として認定されず、令和7年4月分から多子加算分を受給できませんので予めご注意ください。

2. 申請が必要な方

- ① 令和6年度時点で、令和7年3月に卒業する高校3年生相当の児童（平成18年4月2日生～平成19年4月1日生）を養育しており、平成15年4月2日以降に生まれた児童を含め養育児童が3人以上いる方。

《例》 第1子：令和7年4月から大学生、第2子：中学生、第3子：小学生 のとき

令和7年3月分まで （全員支給対象児童）

第1子	第2子	第3子
高校3年生	中学3年生	小学1年生
		
10,000円	10,000円	30,000円

合計月額：50,000円

新年度からは

令和7年4月分から （第2子、第3子のみ支給対象児童）

第1子	第2子	第3子
大学1年生	高校1年生	小学2年生
		
算定対象児童	10,000円	30,000円
申請無の場合⇒	10,000円	10,000円

申請あり：合計月額：40,000円

（申請なし：合計月額：20,000円）

- ② 算定対象児童（平成15年4月2日生～平成18年4月1日生）を養育し、当該児童の「監護相当・生計費の負担についての確認書」を令和6年度法改正申請時に提出しており、その算定対象児童の中に、「令和7年3月31日卒業予定」の児童（短期大学、専門学生等）がいる方。

《例》 第1子：令和7年4月から就職、第2子：令和7年4月から大学生、第3子：小学生 のとき

令和7年3月分まで （第2子、第3子のみ支給対象児童）

第1子	第2子	第3子
短大2年生	高校3年生	小学1年生
		
算定対象児童	10,000円	30,000円

合計月額：40,000円

新年度からは

令和7年4月分から （第3子のみ支給対象児童）

第1子	第2子	第3子
社会人	大学1年生	小学2年生
		
算定対象児童	算定対象児童	30,000円
申請無の場合⇒	申請無の場合⇒	10,000円

申請あり：合計月額：30,000円

（申請なし：合計月額：10,000円）



3. 申請方法

申請書類 〔アは全員提出必須です〕	●申請者全員に必ずご提出いただく書類 ア 『監護相当・生計費の負担についての確認書』 （市HPダウンロード可） ●該当ある方のみご提出いただく書類 イ 『児童手当 額改定認定請求書』 （市HPダウンロード可） ⇒表面「2. 申請が必要な方」の【①】に該当する児童を養育している方は、上記「ア」に加え、「イ」の提出も必要となりますので、提出漏れにご注意ください。 （令和6年度時点で、令和7年3月に卒業する高校3年生相当の児童を養育している方） 《注意事項》 ◇ 令和7年4月1日時点の状況（見込みでも可）を記入してください。 ◇ 算定対象児童が就職される場合は、「ア」の職業等欄の『その他』に丸（○）を記入してください。 ◇ 「ア」には、算定対象児童全員のマイナンバーの記入が必須です。 ※不備書類がある場合は、支給が遅れる場合があります。 ※申請内容に疑義が生じた場合は、別途書類の提出を求める場合があります。 ※児童の記入欄が足りない場合は、空いている欄に記入していただくか、担当課までご連絡ください。
申請期限	【令和7年4月16日（水）】まで （郵送の場合は必着） ※申請日を過ぎた場合、申請月の翌月分から加算対象となりますのでご注意ください。
申請窓口	《郵 送》函館市福祉事務所子育て支援課 母子児童担当 （〒040-8666 函館市東雲町4番13号） 《窓 口》函館市役所2階子育て支援課、各支所（亀田・湯川・銭亀沢・戸井・恵山・樫法華・南茅部）福祉担当窓口
適用予定日	○申請期限までに申請完了したもの ⇒ 令和7年4月分から第3子加算が適用され支給 ○申請期限を過ぎて申請完了したもの ⇒ 申請月の翌月分から第3子加算が適用され支給
その他	1. 算定対象児童が、「学生」以外の場合（就職するもしくは無職等）は、毎年6月に「現況届」を送付しますので、提出をお願いいたします。 2. 算定対象児童の住所や職業等については、提出日時点で状況が未定な場合も想定されますので、「見込み」で提出していただいても構いませんが、申請内容等が変更になった場合は、その都度「監護相当・生計費の負担についての確認書」をご提出ください。

お問合せ先： 函館市福祉事務所子育て支援課 母子児童担当 （21-3267）